

# 穂積小学校いじめ防止基本方針（骨子）

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### （1）定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布，9月28日施行）より

### （2）学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。

## 2 いじめ未然防止・対策のための組織の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「穂積小学校いじめ防止対策委員会」

構成員：校長，教頭，教務，生徒指導主事，教育相談担当，養護教諭，学年主任，（必要に応じて担任，スクールカウンセラー等）

「穂積小学校いじめ防止対策拡大委員会」

構成員：校長，教頭，生徒指導主事，教育相談担当，学校評議員会（自治会長，民生委員，学識経験者，PTA会長・副会長），スクールカウンセラー，学校医等

## 3 いじめの未然防止のための取組

### （1）魅力ある学級・学校づくり

- ・目標とする学習姿勢を示した「みんなで学ぼう ほづみっ子」を各学級に掲示したり，教科指導を充実したりすることで，全ての児童が，主体的に活動したり，互いに高め合ったりする中で，「分かった，できた」という達成感を味わえるようにする。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり，一人一人が仲間と関わり，自己存在感を味わいながら，望ましい人間関係をつくることのできるよう，よさを認め合う学級経営を充実する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

### （2）生命や人権を大切にす指導

- ・目標とする生活態度を示した「みんなで守ろう ほづみっ子」を各学級に掲示したり，自他の生命のかけがえのなさや，人を傷付けることが絶対許されないことなどについて，具体的な場面で繰り返し指導したりすることで，自律の心や確かな規範意識が育つようにする。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み，他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう，自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流，ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

### （3）全ての教育活動を通じた指導

- ・教育活動全体を通じて，以下の3点に留意した指導を充実する。
  - ① 児童に自己存在感を与える

- ② 共感的な人間関係を育成する
- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

#### **(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や、情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

### **4 いじめの早期発見・早期対応**

#### **(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実**

- ・児童への日常的な声かけや観察，定期的なアンケートの実施等，多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに，変化を多面的に分析し，対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任，養護教諭等全教職員が，些細なサインも見逃さない，きめ細かい情報交換を日常的に行い，いじめの認知に関する意識を高めるとともに，スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし，協力体制を整える。

#### **(2) 教育相談の充実**

- ・教職員は，受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進め，信頼関係が築けるよう，日頃から児童理解に努める。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため，生徒指導主事や教育相談主任を中心に，担任，養護教諭，スクールカウンセラー等，校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し，保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

#### **(3) 教職員の研修の充実**

- ・職員会や夏季休業中の研修など，必要に応じて適宜職員研修を行い，各種啓発資料等を活用するなどして，一人一人の教職員が，いじめの早期発見や早期対応，未然防止に取り組むことができるよう，校内研修を充実する。

#### **(4) 保護者との連携**

- ・学校，家庭，地域が一体となって，児童一人一人に寄り添い，かかわる中で，いじめの早期発見や早期対応，未然防止に取り組めるよう，保護者や地域との信頼関係を築き，円滑な連携が図れるように努める。

#### **(5) 関係機関等との連携**

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず，その解決のために，日頃から教育委員会や警察，子ども相談センター，民生児童委員，学校評議員等とのネットワークを大切に，早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い，問題の解決と未然防止を図るよう努める。

### **5 いじめに対する措置**

- ・いじめの兆候を把握したら，速やかに情報共有し，組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，役割を明確にした組織的な動きをつくる。
- ・いじめの事実が確認できた，或いは疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ，組織的に情報を収集し，迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合，教育委員会に報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・いじめを受けた児童に対しては，保護者と連携しつつ児童を見守り，心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに，二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

## 6 いじめ防止等のために家庭が果たす役割

学校では、以下の事項について、様々な機会を利用して保護者等への周知、啓発を図る。

### (1) 保護者の責務

- ・子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認めるなどして、子どもの理解に努める。
- ・学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- ・市や学校、地域社会等が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。
- ・情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。（平成21年度瑞穂市PTA連合会研修大会「ケータイ・インターネット被害STOP宣言」）

### (2) 未然防止と早期発見

- ・子どもの話に耳を傾け、「認める」「ほめる」「叱る」ことを通して、子どもにきまりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。
- ・授業参観、家庭教育学級等のPTA活動に積極的に参加しながら、子どもをどのように教育していけばよいかについて学習を深める。
- ・子どものささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば子どもの話真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- ・いじめの疑いがある場合は、事実関係を冷静に整理するとともに、学校や専門機関に相談する。
- ・子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭での約束を決め、いじめの被害を受けていないか、誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについて、定期的に確認する。

### (3) 早期解消に向けた取組

- ・子どもがいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
- ・子どもがいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。
- ・子どもを通していじめの情報を把握した場合、我が子のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

## 7 いじめ防止等のために地域が果たす役割

学校では以下の事項について、様々な機会を利用して広く地域への周知、啓発を図る。

### (1) 未然防止に向けた取組

- ・地域は、学校と互いの情報を共有し、登下校の見守りやあいさつ運動、地域清掃、ラジオ体操等のさまざまな活動に協力することを通して、常に連携を図るよう努める。
- ・地域は、青少年育成推進者等を効果的に活用し、児童の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、さまざまな交流や体験を通して、児童同士、又は児童と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。
- ・地域は、いじめや非行に対する理解や認識を深め、児童の規範意識の醸成及び社会環境の浄化に努める。また、地域・学校・家庭などの関係者が、児童についての情報を交流する場（青少年育成市民会議三部会等）をもち、共通理解のもとに児童のいじめや非行防止に努める。

### (2) 早期対応に向けた取組

- ・地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該児童に声かけを行う等をして様子を見るとともに、学校又は市教育委員会へ連絡することに努める。
- ・民生委員、民生児童委員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、市教育委員会及び学校と協力して対応する。
- ・地域ボランティアやあいさつ運動などの活動を通して、日ごろから子どもたちとあいさつを交わして顔見知りになる等、登下校時や遊んでいる子どもの見守りや声かけをする。子どもの様子がおかしい、いじめかもしれないと思ったら、市教育委員会や学校に情報提供をする。